

特別縁故者

相続人以外に財産分与

被相続人が死亡し相続が開始した時に相続人がない場合は、相続財産は最終的に国庫に帰属することになりますが（民法959条）、相続人でなくとも被相続人と生活をともにしていた者のように特別の縁故がある者があるときは、その特別の縁故があった者に相続財産を取得させる方が被相続人の意思に即し国民感情にも合致することがあります。

民法は、家庭裁判所が相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができるとしています（同958条の3）。

「その他被相続人と特別の縁故があった者」とは、生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者に準ずる程度に被相続人と密接な関係にあった者をいうとされており、具体的かつ現実的な精神的・物質的に密接な交渉のあった者で、相続財産をその者に分与することが被相続人の意思に合致するであろうと見られる程度に特別の関係にあった者とする裁判例があります（大阪高裁昭和46・5・18）。

特別縁故者となる者には内縁の妻・夫などが考えられますが、そのような関係がなくとも被相続人と特別な縁故があるかぎり特別縁故者として認められ、自然人に限らず、法人も特別縁故者として認められます。複数人が特別縁故者になることもあります。

被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした相続人については寄与分の制度がありますが（同904条の2）、今般の民法（相続法）改正により、特別寄与料という新しい制度が設けられました（改正民法1050条）。特別寄与料の制度は、被相続人に対して、無償で療養看護その他の労務を提供したことにより被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした被相続人の親族は、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭の支払を請求できるというものです。

特別縁故者の制度と特別寄与料の制度は相続人以外の者が相続財産の分与を請求できるとの点で類似の制度といえますが、特別縁故者は相続人不存在の場合に限られるという点、特別寄与者は被相続人の親族（民法上の親族とは、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を指します、民法725条）に限られるという点で両者には大きな違いがあります。

